

平成23年度 環境等測定結果

<目次>

1	大気汚染の監視の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・	1
2	有害大気汚染物質のモニタリング状況（環境監視センター）・・	6
3	河川の水質汚濁の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・	9
4	海域の水質汚濁の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・	12
5	地下水汚染の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・	15
6	環境騒音の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・	18
7	自動車交通騒音の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・	19
8	ダイオキシン類の状況 （環境監視センター、廃棄物対策課、環境整備課）・・・	22
9	その他～公害苦情の状況（環境監視センター）・・・・・・・・・・	35
	資料1 法令等による測定の実施義務・・・・・・・・・・	36
	資料2 ダイオキシン類各種基準・・・・・・・・・・	37
	資料3 用語の説明・・・・・・・・・・	38

平成24年 6月

いわき市生活環境部

1 . 大気汚染の監視の状況

1 目的

大気汚染防止法第 22 条第 1 項の規定に基づき大気汚染の状況を常時監視するため、測定を実施しました。また、同法第 24 条に基づき測定結果を公表します。

2 測定期間 : 平成 23 年 4 月 ~ 平成 24 年 3 月

3 測定内容等

測定局 (表 - 1 参照)

一般環境大気測定局 16 局及び自動車排出ガス測定局 1 局の計 17 局で、24 時間 366 日測定しました。

測定項目 (表 - 1 及び 2 参照)

大気の汚染に係る環境基準が定められている二酸化いおう、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の 5 項目のほか、炭化水素、気象等の関連項目を測定しました。

なお、それぞれの項目の発生要因などは、表 - 3 に示すとおりです。

4 測定結果の概要

環境基準の達成状況

環境基準の達成状況は表 - 4 に示すとおりで、二酸化いおう、光化学オキシダントにおいて、環境基準を超過している地点・時期がみられましたが、全体的には概ね前年度と同程度となりました。

測定項目別の状況

二酸化いおう (16 測定局で測定: うち南富岡局及び田部局(長期的評価のみ)は評価対象外)

環境基準の長期的評価については、評価の対象となる全 14 測定局で達成しました。

また、環境基準の短期的評価については、下川局において基準を超過 (年間 1 日) し未達成となりましたが、他の 14 測定局では達成しました。基準を超過した原因としては、気象条件や付近工場等の影響などが考えられます。

なお、各測定局における測定値の年平均値は 0.000 ~ 0.003ppm の範囲にあり、前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」となりました。

二酸化窒素（10 測定局で測定）

すべての測定局で環境基準を達成しました。

また、各測定局における測定値の年平均値は 0.004～0.010ppm の範囲にあり、前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」となりました。

光化学オキシダント（9 測定局で測定）

すべての測定局で環境基準を達成できず、各測定局で基準を超えた日数は、年間 30～68 日となりました。

環境基準の未達成は、全国でも同様の状況（平成 22 年度全国環境基準達成率 0.0%）にあり、本市における超過の原因は、主に市外で発生した大気汚染物質が南風に乗って流入したものと考えられます。

8 月には、本市で 0.10ppm を超える光化学オキシダント濃度が測定され、光化学スモッグ予報が計 1 回発令されましたが、注意報発令には至りませんでした。

また、各測定局の昼間の年平均値は 0.043～0.047ppm の範囲にあり、前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」となりました。

浮遊粒子状物質（7 測定局で測定）

すべての測定局で環境基準の長期的及び短期的評価を達成しました。

また、各測定局の年平均値は 0.012～0.019mg/m³ の範囲にあり、前年度と比較すると、すべての測定局で「横ばい」となりました。

一酸化炭素（平局で測定）

自動車排出ガス測定局である平局において測定した結果、環境基準の長期的及び短期的評価を達成しました。

また、年平均値は 0.4ppm であり、前年度と比較すると、「横ばい」となりました。

炭化水素（平局で測定）

自動車排出ガス測定局である平局において測定した結果、炭化水素のうち光化学オキシダント生成防止のために望ましいとされている非メタン炭化水素の指針値の上限（0.31ppmC）を越えた日数（割合）は 66 日（18.5%）であり、年平均値は 0.19ppmC となりました。（前年度 21 日（5.8%）、年平均値 0.15ppmC）

（注） 「横ばい」とは前年度との差が次に示す値未満であることをいう。

二酸化いおう、二酸化窒素、光化学オキシダント	: ±0.005 ppm
浮遊粒子状物質	: ±0.01 mg/m ³
一酸化炭素	: ±0.5 ppm

表 - 1 大気汚染常時監視測定局及び測定項目

No.	測定局名	所在地	測定項目										合計	
			二酸化 いおう	浮遊 粒子 状物質	窒素 酸化 物	オキ シダ ント	一 酸 化 炭 素	炭 化 水 素	風 向 及 び 風 速	温 度 及 び 湿 度	日 射 量	放 射 収 支		
1	大高	勿来町大高坂ノ上 47												2
2	上中田	錦町重殿 15												5
3	花ノ井	錦町鬼越下 64												4
4	金山	金山町朝日台 1												2
5	田部	渡辺町田部字深町 39												2
6	下川	泉町下川字宿ノ川 19												2
7	滝尻	泉町滝尻字高見坪 1												5
8	愛宕下	小名浜愛宕町 3-2												6
9	大原	小名浜大原字六反田 22												8
10	鹿島	鹿島町走熊字中島 1												4
11	中原	小名浜字中原 5-1												2
12	西郷	常磐西郷町大夫 32-1												6
13	揚土	平字揚土 5												6
14	高坂	内郷高坂町桜井 36												4
15	下神谷	平下神谷字南内記 25												6
16	平	平字正内町 22												5
17	南富岡	小名浜南富岡字中島 1-1												2
合 計			16	7	10	9	1	1	17	7	2	1	71	

- (注) 1 No.1～15及び17は、一般大気環境局です。
 2 No.16は、自動車排出ガス測定局です。
 3 No.17(南富岡局)は工業専用地域に設置してあるため評価対象とはなりません
 が、周辺住宅の生活環境を把握するため、常時監視を行っております。

表 - 2 大気の汚染に係る環境基準等

測定項目	環境上の条件	評価方法	
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	短期的 評 価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
		長期的 評 価	1 日平均値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下に維持されること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するものが 0.06ppm を超えないこと。	
光化学 オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昼間（5 時から 20 時まで）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	短期的 評 価	1 時間値の 1 日平均値が 0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
		長期的 評 価	1 日平均値の高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が 0.1mg/m ³ 以下に維持されること。ただし、1 日平均値が 0.1mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均が 20ppm 以下であること。	短期的 評 価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値（1 日を 3 回の時間帯に区分した場合の 8 時間平均値）が 20ppm 以下であること。
		長期的 評 価	1 日平均値の、高い方から 2%の範囲内にあるものを除外した値が 10ppm 以下に維持されること。ただし 1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。

表 - 3 大気汚染物質の概要

物 質	物 質 の 概 要
二酸化いおう	いおうを含む石油、石炭等を燃焼したときに発生するほか、火山活動など自然界からも発生する。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨の原因ともなる。
二酸化窒素	ものの燃焼により、工場・事業場、自動車、航空機、ビル・家庭等から排出される。高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因ともなる。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽光（紫外線）を受けて化学反応を起こして発生し、光化学スモッグの原因となる。 高濃度では、粘膜を刺激し呼吸器に影響を及ぼすほか、農作物へも影響を及ぼす。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒子のうち、大きさが 10 ミクロン以下の粒子状物質で、ボイラー・自動車の排出ガス等や火山活動などの自然界からも発生する。 高濃度では、肺や気管等に付着し呼吸器に影響を及ぼす。
一酸化炭素	燃料の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素を運搬する機能を阻害する等の影響を及ぼす。
非メタン炭化水素	炭素と水素とが結合した有機物である炭化水素のうち、メタン以外の物質を非メタン炭化水素という。 光化学オキシダントの原因物質でもあり、光化学オキシダント生成防止のための指針が定められている。

表 - 4 測定結果（環境基準の達成状況）

No.	測定局名	測定項目															
		二酸化いおう				二酸化窒素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質				一酸化炭素			
		長期的評価		短期的評価						長期的評価		短期的評価		長期的評価		短期的評価	
		23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度	23年度	22年度
1	大高					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	上中田							54	73	-	-	-	-	-	-	-	-
3	花ノ井					-	-	-	-					-	-	-	-
4	金山					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	田部	-				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	下川			1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	滝尻							30	42					-	-	-	-
8	愛宕下							54	52				1	-	-	-	-
9	大原							64	73					-	-	-	-
10	鹿島							57	62	-	-	-	-	-	-	-	-
11	中原				1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	西郷							68	69					-	-	-	-
13	揚土							64	51					-	-	-	-
14	高坂							59	48	-	-	-	-	-	-	-	-
15	下神谷							41	63	-	-	-	-	-	-	-	-
16	平	-	-	-	-			-	-								
測定局数		14	15	15	15	10	10	9	9	7	7	7	7	1	1	1	1
超過局数		0	0	1	1	0	0	9	9	0	0	0	1	0	0	0	0

（注）1 表のうち、 は環境基準の達成を、数字は年間（366日）の測定結果の中で基準を超過した日数を示します。

2 南富岡局は環境基準の評価対象外（工業専用地域）のため、除外しています。

3 田部局の二酸化いおうは、年間測定時間が6,000時間に満たなかったため、長期的評価の対象外となります。

2 . 有害大気汚染物質のモニタリング状況

1 目的

大気汚染防止法第 18 条の 23 第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき有害大気汚染物質による大気汚染の状況を監視するため、測定を実施しました。また、同法第 24 条に基づき測定結果を公表します。

2 測定期間 : 平成 23 年 4 月 ~ 平成 24 年 3 月

3 測定内容等

測定地点

次の 6 地点で、毎月 (年 12 回) 測定しました。

- 一般環境 : 揚土局 (平字揚土) 上中田局 (錦町重殿) 田部局 (渡辺町田部)
- 発生源周辺 : 滝尻局 (泉町滝尻) 中原局 (小名浜字中原)
- 沿道 : 平局 (平字正内町)

測定項目 (表 - 1 参照)

大気汚染に係る環境基準が定められているベンゼン等 4 物質、指針値が定められているアクリロニトリル等 8 物質及びその他 8 物質の計 20 物質を測定しました。

4 測定結果の概要

各地点及び各物質における測定結果は、表 - 2 に示すとおりです。

ベンゼン (揚土局、上中田局、滝尻局及び平局で測定)

年平均値は $0.88 \sim 1.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲となり、環境基準値 ($3 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を下回りました。

トリクロロエチレン (揚土局、上中田局及び滝尻局で測定)

年平均値は $0.13 \sim 0.31 \mu\text{g}/\text{m}^3$ となり、環境基準値 ($200 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を下回りました。

テトラクロロエチレン (揚土局及び滝尻局で測定)

年平均値は 0.026 及び $0.013 \mu\text{g}/\text{m}^3$ となり、環境基準値 ($200 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を下回りました。

ジクロロメタン (揚土局、上中田局及び滝尻局で測定)

年平均値は $1.2 \sim 7.9 \mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲となり、環境基準値 ($150 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を下回りました。

指針値が設定されている項目

アクリロニトリル等 8 物質については指針値が設定されており、このうちヒ素及びその化合物については、揚土局 ($6.9 \text{ng}/\text{m}^3$)、滝尻局 ($16 \text{ng}/\text{m}^3$)、中原局 ($34 \text{ng}/\text{m}^3$) 及び平局 ($8.2 \text{ng}/\text{m}^3$) の 4 地点で指針値 ($6 \text{ng}/\text{m}^3$) を超過しました。

他の 7 項目については、すべての地点で指針値を下回りました。

環境基準及び指針値が設定されていない項目

アセトアルデヒド等8物質については、環境基準及び指針値が設定されていませんが、測定値の年平均値を「平成22年度大気汚染状況について(有害大気汚染物質モニタリング調査結果)(環境省水・大気環境局)」と比較すると、すべてこれらの濃度範囲内でした。

表-1 測定項目

No.	測定項目	主な用途	測定地点					
			一般環境			発生源周辺		沿道
			揚土局	上中田局	田部局	滝尻局	中原局	平局
1	ベンゼン	合成樹脂の原料等						
2	トリクロロエチレン	金属の脱脂、洗浄等						
3	テトラクロロエチレン	金属の脱脂、洗浄等						
4	ジクロロメタン	金属の脱脂、洗浄及び溶剤等						
5	アクリロニトリル	アクリル繊維、合成ゴム等						
6	塩化ビニルモノマー	ラップ等の原料						
7	クロロホルム	農薬、医薬品の溶剤、代替フロン原料						
8	1,2-ジクロロエタン	洗浄剤、医薬品や農薬の溶剤						
9	水銀及びその化合物	温度計、電極、歯科アマルガム						
10	ニッケル化合物	メッキ剤、触媒						
11	1,3-ブタジエン	合成ゴム、樹脂等の原料						
12	ヒ素及びその化合物	塗料の顔料、ガス脱硫剤						
13	アセトアルデヒド	染料、合成樹脂製造原料等						
14	塩化メチル	樹脂原料、界面活性剤原料、発泡剤						
15	クロム及びその化合物	特殊鋼、緑色顔料、メッキ処理剤						
16	酸化エチレン	有機合成原料、界面活性剤原料、滅菌剤等						
17	トルエン	有機合成原料、塗料、溶剤						
18	ベンゾ(a)ピレン	コーラタール等に含有						
19	ホルムアルデヒド	樹脂、農薬等の原料						
20	マンガン及びその化合物	合金原料、染色剤、臭気・有機物の除去等						

表-2 測定結果

(単位: は ng/m³、それ以外はμg/m³)

No.	測定項目	測定地点						環境基準値等	全国平均値 (カッコ内は濃度範囲)
		一般環境			発生源周辺		沿道		
		揚土局	上中田局	田部局	滝尻局	中原局	平局		
1	ベンゼン	0.88	1.0		1.1		1.5	3	一般環境 1.0 (0.50-2.1) 発生源周辺 1.2 (0.59-2.8) 沿道 1.4 (0.74-2.5)
2	トリクロロエチレン	0.13	0.31		0.17			200	一般環境 0.41 (0.0081-3.7) 発生源周辺 0.54 (0.011-10)
3	テトラクロロエチレン	0.026			0.013			200	一般環境 0.16 (0.0076-0.92) 発生源周辺 0.18 (0.010-1.4)
4	ジクロロメタン	1.2	7.9		6.4			150	一般環境 1.5 (0.31-11) 発生源周辺 1.9 (0.34-16)
5	アクリロニトリル	0.036	0.72		0.037			2	一般環境 0.053 (0.0075-0.52) 発生源周辺 0.14 (0.0091-1.3)
6	塩化ビニルモノマー	0.036	0.97					10	一般環境 0.031 (0.0014-0.78)
7	クロロホルム	0.12						18	一般環境 0.17 (0.0060-1.5)
8	1,2-ジクロロエタン	0.24						1.6	一般環境 0.14 (0.0045-0.71)
	水銀及びその化合物	4.6			5.3			40	一般環境 2.0 (0.98-4.0) 発生源周辺 2.0 (0.79-3.3)
	ニッケル化合物	2.5			5.4			25	一般環境 3.4 (0.48-18) 発生源周辺 5.3 (1.1-16)
11	1,3-ブタジエン	0.064					0.16	2.5	一般環境 0.11 (0.0052-0.72) 沿道 0.20 (0.0065-0.61)
	ヒ素及びその化合物	6.9	3.2	3.9	16	34	8.2	6	一般環境 1.2 (0.16-8.4) 発生源周辺 2.0 (0.26-38) 沿道 1.3 (0.20-6.3)
13	アセトアルデヒド						1.5		沿道 2.2 (1.1-5.2)
14	塩化メチル	1.2							一般環境 1.4 (1.1-1.9)
	クロム及びその化合物	2.3							一般環境 4.1 (0.36-37)
16	酸化エチレン	0.094							一般環境 0.080 (0.018-0.42)
17	トルエン	4.4							一般環境 8.1 (1.0-65)
	ベンゾ(a)ピレン						0.17		沿道 0.22 (0.066-1.0)
19	ホルムアルデヒド						2.6		沿道 2.7 (1.1-5.2)
	マンガン及びその化合物	18							一般環境 20 (1.1-100)

(注) 1 環境基準 (No.1~4の測定項目に設定)

環境基本法に基づき設定される人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準であり、年平均値で評価します。

2 指針値 (No.5~12の測定項目に設定)

有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合を含め検討された環境中の有害大気汚染物質による健康リスク低減を図るための指針となる数値であり、年平均値で評価します。

3 全国平均値及び濃度範囲は、「平成22年度大気汚染状況について(有害大気汚染物質モニタリング調査結果)(環境省水・大気環境局)」によるものです。

3 . 河川の水質汚濁の状況

1 目的

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により策定された平成 23 年度公共用水域水質測定計画に基づき、河川の水質汚濁の状況を常時監視するため測定を実施しました。また、同法第 17 条の規定に基づき測定結果を公表します。

2 測定期間 : 平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月

3 測定内容等

測定地点(表 - 1 参照)

市内 17 河川(19 水域 28 地点)で測定しました。

測定項目(表 - 2 参照)

水質の汚濁に係る環境基準が定められている生活環境項目及び健康項目のほか、要監視項目等の計 76 項目、さらに一般調査として流量、透視度等を測定しました。

4 測定結果の概要

環境基準設定項目

生活環境項目(pH、BOD 等 10 項目)

市内 17 河川(19 水域 25 地点)で測定した結果は表 - 3 に示すとおりで、河川の水質汚濁の代表的指標である BOD(75%水質値)では、環境基準が設定されている 10 水域のうち 1 水域において環境基準を超過しました。その他の水域では、環境基準を達成しました。基準を超過した原因として、工場排水や濁水などの影響が考えられます。

健康項目(カドミウム等 27 項目)

7 河川 8 地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

特殊項目及びその他の項目(フェノール類等 7 項目:環境基準設定なし)

7 河川 9 地点で測定した結果、概ね前年度と同程度となりました。

要監視項目(クロロホルム等 28 項目:指針値の設定あり)

5 河川 5 地点で測定した結果、すべての地点で指針値を下回りました。

その他 - トリハロメタン生成能(環境基準設定なし)

小川町三島(夏井川)、好間町大利篠登城(好間川)及び田人柿の沢(鮫川)の 3 地点で測定した結果、年平均値は 0.022~0.044mg/ の範囲であり、前年度と比較して減少傾向にあります。

表 - 1 測定地点

No.	河川名	測定地点 (所在地)		No.	河川名	測定地点 (所在地)	
①	大久川及び	蔭磯橋	(久之浜町)	15	神白川	下神白橋	(小名浜)
2	小久川	連郷橋	(大久町)	⑬		愛谷川橋	(常磐)
3	境川	6号国道下	(四倉町)	17	藤原川	島橋	(小名浜)
4		久太夫橋	(平)	⑭		みなと大橋	(小名浜)
⑤	夏井川	六十枚橋	(平)	19	湯本川	藤原川合流前	(常磐)
6		三島	(小川町)	20	矢田川	矢田川橋	(小名浜)
7		岩穴つり橋	(好間町)	21	宝珠院川	宝珠院橋	(泉町)
⑧	好間川	愛宕橋	(好間町)	⑳		鮫川橋	(植田町)
9		大利篠登城	(好間町)	23	鮫川	井戸沢橋	(田人町)
10	新川	一之矢橋	(内郷)	24		柿の沢	(田人町)
11		古川橋	(平)	25	四時川	小川橋	(川部町)
12	仁井田川	霞田橋	(四倉町)	26	渋川	植田橋	(植田町)
⑬		松葉橋	(四倉町)	27	蛭田川	小埜橋	(勿来町)
14	滑津川	高久橋	(平)	⑳		蛭田橋	(錦町)

(注) 1 網掛け No.の地点は、環境基準点を示します。

2 で囲った No.の地点は、健康項目を測定した地点を示します。

表 - 2 測定項目

区分	測定項目名
一般調査 (7項目)	天候、気温、水温、色相、臭気、流量、透視度
生活環境項目 (10項目)	水素イオン濃度 (pH)、溶存酸素量 (DO)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質 (SS)、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質 (n-ヘキサン)、全窒素 (T-N)、全リン (T-P)、全亜鉛 (T-Zn)
健康項目 (27項目)	カドミウム (Cd)、全シアン (CN)、鉛 (Pb)、六価クロム (Cr ⁶⁺)、砒素 (As)、総水銀 (T-Hg)、アルキル水銀 (A-Hg)、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン (MC)、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン (TCE)、テトラクロロエチレン (PCE)、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素 (NO ₃ -N) 及び亜硝酸性窒素 (NO ₂ -N)、ふっ素 (F)、ほう素 (B)、1,4-ジオキサン
特殊項目 (5項目)	フェノール類、銅 (Cu)、溶解性鉄 (S-Fe)、溶解性マンガン (S-Mn)、クロム (Cr)
その他の項目 (2項目)	EPN、陰イオン界面活性剤 (MBAS)
トリハロメタン生成能 (4項目)	トリハロメタン生成能 (クロロホルム生成能、プロモジクロロメタン生成能、ジブロモクロロメタン生成能、プロモホルム生成能)
要監視項目 (28項目)	クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、フェノール、ホルムアルデヒド、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン
合計	83項目

(注) 1 測定項目のうち、EPN は、その他の項目と要監視項目の両方で対象となります。

2 このほか、参考として、濁り及び溶存酸素飽和率 (DO 飽和率) 等を調査しています。

表 - 3 測定結果の状況 (BOD75%水質値)

(単位: mg/)

No.	河川名	測定地点名	測定結果		水域 類型	環境 基準	環境基準 達成状況		
			23 年度	22 年度			23 年度	22 年度	
1	大久川	蔭磯橋	1.3	1.8	A	2			
2	小久川	連郷橋	1.1	1.0					
3	夏井川	久太夫橋	0.9	0.8	A	2			
4		六十枚橋	1.0	1.0	A	2			
5	好間川	岩穴つり橋	0.6	0.6	A	2			
6		夏井川合流前(愛宕橋)	1.8	1.8	B	3			
7	仁井田川	霞田橋	0.9	0.9	A	2			
8		松葉橋	1.0	0.9					
9	藤原川	愛谷川橋	1.1	1.4	C	5		(島 橋は補 助点の ため)	
10		島橋	5.0	6.6					
11		みなと大橋	4.3	3.3					
12	鮫川	井戸沢橋	0.8	0.7	A	2			
13		鮫川橋	1.1	1.0	B	3			
14	蛭田川	小埜橋	3.1	2.3	C	5	×		
15		蛭田橋	8.6	3.4					
16	境川	6号国道下	7.5	9.1					
17	新川	一之矢橋	1.2	1.2					
18		古川橋	2.1	1.5					
19	滑津川	高久橋	3.2	3.3					
20	神白川	下神白橋	7.2	5.4					
21	湯本川	藤原川合流前(下橋)	3.6	3.6					
22	矢田川	矢田川橋	2.9	2.8					
23	宝珠院川	藤原川合流前(宝珠院橋)	2.0	2.7					
24	四時川	鮫川合流前(小川橋)	0.7	0.6					
25	渋川	植田橋	2.8	2.6					

(注) 1 網掛け No.の地点は、環境基準点であることを示します。

2 測定結果及び環境基準欄の数値は、河川の汚濁指標である BOD (75%水質値) について示しています。

3 BOD (75%水質値) とは、日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) となるデータ。 $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値を示します。例) 日間平均値のデータ数が 9 のとき、 $0.75 \times 9 = 6.75$ となるため端数を切り上げ 7 番目の値を示します。

4 . 海域の水質汚濁の状況

1 目的

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により策定された平成 23 年度公共用水域水質測定計画に基づき、海域の水質汚濁の状況を常時監視するため測定を実施しました。また、同法第 17 条の規定に基づき測定結果を公表します。

2 測定期間 : 平成 23 年 6 月 ~ 平成 24 年 2 月

3 測定内容等

測定地点 (表 - 1 参照)

9 水域 (20 地点) で測定しました。

測定項目 (表 - 2 参照)

水質の汚濁に係る環境基準が定められている生活環境項目及び健康項目のほか、特殊項目等の計 43 項目、さらに一般項目として流況、透明度等 11 項目を測定しました。

4 測定結果の概要

環境基準設定項目

生活環境項目 (pH、COD 等 8 項目)

環境基準の類型が指定されている 9 水域 (20 地点) で測定した結果は表 - 3 に示すとおりで、海域の水質汚濁の代表的指標である COD (75%水質値) では、9 水域全てで環境基準を達成しました。

また、小名浜港は、全窒素 (環境基準 0.6mg/L) 及び全燐 (環境基準 0.05mg/L) に係る類型が指定されていますが、環境基準点である小名浜港四号埠頭先における全窒素及び全燐の年平均値はそれぞれ 0.41mg/L 及び 0.027mg/L であり、いずれも環境基準を達成しました。

健康項目 (カドミウム等 25 項目)

4 水域 6 地点で測定した結果、すべての地点で環境基準を達成しました。

特殊項目及びその他の項目 (フェノール類等 9 項目 : 環境基準設定なし)

6 水域 8 地点で測定した結果、前年度と同程度となりました。

要監視項目 (EPN)

1 水域 1 地点で測定した結果、指針値を下回りました。

表 - 1 測定地点

No.	海域名	測定地点	No.	海域名	測定地点
1	いわき市 地先海域	中之作港沖約 1,000m 付近	⑪	小名浜港	西防波堤第 2 の北約 400m 付近
2		豊間漁港沖約 1,500m 付近	⑫		漁港区内
⑬		夏井川沖約 1,500m 付近	⑬	常磐沿岸 海域	蛭田川沖南南東約 2,500m 付近
4	久之浜港	A 及び B 防波堤の接部から西約 150m 付近	14		鮫川沖南約 2,000m 付近
5	四倉港	埠頭先東約 30m 付近	15		照島の東南東約 800m 付近
6	豊間漁港	豊間地区	16		蛭田川沖東約 1,000m 付近
7		沼之内船溜	17		勿来港外の漁港区内
8	江名港	東内防波堤先端から北西約 50m 付近	18		小浜港外の漁港区内
9	中之作港	西防波堤先端から南約 200m 付近	⑲	常磐沿岸 海域 (小名浜港沖)	番所灯台沖 2,000m 地点
⑩	小名浜港	四号埠頭先	⑳		八崎灯台沖 1,500m 地点

- (注) 1 網掛け No.の地点は、環境基準点を示します。
 2 で囲った No.の地点は、健康項目を測定した地点を示します。

表 - 2 測定項目

区 分	測定項目名
一般調査(11項目)	天候、気温、水温、色相、臭気、全水深、透明度、水色、濁り、 流況、DO の飽和率
生活環境項目 (8項目)	水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、化学的酸素要求量(COD)、大腸菌群数、 ノルマルヘキサン抽出物質(n-ヘキサン)、全窒素(T-N)、全燐(T-P)、全亜鉛(T-Zn)
健康項目 (25項目)	カドミウム(Cd)、全シアン(CN)、鉛(Pb)、六価クロム(Cr ⁶⁺)、砒素(As)、総水銀(T-Hg)、 アルキル水銀(A-Hg)、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン(MC)、 1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン(TCE)、テトラクロロエチレン(PCE)、 1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン(Se)、 硝酸性窒素(NO ₃ -N)及び亜硝酸性窒素(NO ₂ -N)、1,4-ジオキサン
特殊項目(4項目)	フェノール類、銅(Cu)、溶解性鉄(s-Fe)、クロム(Cr)
その他の項目 (5項目)	アンモニア性窒素(NH ₄ -N)、オルトリン酸態燐(PO ₄ -P)、EPN、 陰イオン界面活性剤(MBAS)、クロロフィル a
要監視項目(1項目)	EPN
合 計	54 項目

(注) 測定項目のうち、EPN は、その他の項目と要監視項目の両方で対象となります。

表 - 3 測定結果の状況 (COD75%水質値)

(単位: mg/L)

No.	海域名	測定地点名	測定結果		水域 類型	環境 基準	環境基準 達成状況	
			23 年度	22 年度			23 年度	22 年度
1	いわき市 地先海域	中之作港沖約 1,000m 付近	1.6	1.5	A	2		
2		豊間漁港沖約 1,500m 付近	1.4	1.9				
3		夏井川沖約 1,500m 付近	1.7	1.9				
4	久之浜港	A 及び B 防波堤の接部から 西約 150m 付近	1.4	1.9	B	3		
5	四倉港	埠頭先東約 30m 付近	1.8	2.1	B	3		
6	豊間漁港	豊間地区	1.4	1.9	B	3		
7		沼之内船溜	1.5	2.0				
8	江名港	東内防波堤先端から 北西約 50m 付近	2.1	2.1	B	3		
9	中之作港	西防波堤先端から 南約 200m 付近	1.4	1.8	B	3		
10	小名浜港	四号埠頭先	2.5	2.4	B	3		
11		西防波堤第 2 の北約 400m 付近	1.8	2.3				
12		漁港区内	2.7	2.3				
13	常磐沿岸海域	蛭田川沖南南東約 2,500m 付近	1.8	1.9	A	2		
14		鮫川沖南約 2,000m 付近	1.8	1.6				
15		照島の東南東約 800m 付近	1.4	2.0				
16		蛭田川沖東約 1,000m 付近	1.8	1.9				
17		勿来港外の漁港区内	1.9	1.8				
18		小浜港外の漁港区内	1.4	1.9				
19	常磐沿岸海域	番所灯台沖 2,000m 地点	1.7	1.8	A	2		
20	(小名浜港沖)	八崎灯台沖 1,500m 地点	1.5	1.9				

- (注) 1 網掛け No.の地点は、環境基準点であることを示します。
- 2 測定結果及び環境基準欄の数値は、海域の汚濁指標である COD (75%水質値) について示しています。
- 3 COD (75%水質値) とは、日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) となるデータ。 $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値を示します。例) 日間平均値のデータ数が 9 のとき、 $0.75 \times 9 = 6.75$ となるため端数を切り上げ 7 番目の値を示します。

5 . 地下水汚染の状況

1 目的

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により策定された平成 23 年度地下水の水質測定計画に基づき、地下水の水質汚濁の状況を常時監視するため測定を実施しました。また、同法第 17 条の規定に基づき測定結果を公表します。

- 2 測定期間 : 平成 23 年 6 月 (概要調査、継続監視調査)
平成 23 年 7 月、9 月 (汚染井戸周辺地区調査)

3 測定内容等

測定地点 (表 - 1 参照)

概況調査を 9 地点 (ローリング方式による調査:4 地点、定点方式による調査:5 地点)、継続調査を 1 地点、汚染井戸周辺地区調査実施を 9 地点でそれぞれ実施しました。

概況調査とは、地域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する地下水の水質調査のことです。

測定項目 (表 - 2 参照)

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目について、ローリング方式による概況調査では全 28 項目、定点方式による概況調査では 4~28 項目を測定しました。

4 測定結果の概要

概況調査は、市内 9 地点 (ローリング方式:4 地点、定点方式:5 地点)で測定しています。(表 - 1 参照)ローリング方式による調査において、1 地点でふっ素が環境基準値を超過したため、汚染井戸周辺調査を 9 地点で実施しました。その結果、1 地点がふっ素が環境基準値を超過しました。この原因は、地質由来のものと考えられます。

また、継続調査 1 地点で、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超過しました。

概況調査 (ローリング方式)

4 地点で測定した結果、次の項目がそれぞれ検出されました。1 地点でふっ素が環境基準値を超過しました。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素及びほう素については最大 3 地点で検出されたものの、環境基準値を下回りました。また、その他の項目については検出されませんでした。

ふっ素

1 地点で検出、環境基準値超過 (4.8 mg/L) 環境基準値:0.8mg/L

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

2 地点で検出 (0.3~0.6mg/L) 環境基準値:10mg/L

ほう素

3 地点で検出 (0.03~0.30mg/L) 環境基準値:1mg/L

概況調査（定点方式）

5 地点で測定した結果、ふっ素及びぼう素が最大 2 地点で検出されたものの、環境基準値を下回りました。また、その他の項目については検出されませんでした。

汚染井戸周辺地区調査

9 地点で測定した結果、1 地点で環境基準を超えるふっ素が検出(1.0mg/L)されました。

継続監視調査

1 地点で測定した結果、環境基準を超える硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出(15mg/L)されました。

表 - 1 測定地点

調査区分	地点
(1)概況調査 (ローリング方式)	内郷高野町字番所
	三和町下市萱竹ノ内
	遠野町入遠野字越台
	田人町旅人字江尻
(2)概況調査 (定点方式)	錦町大町
	錦町江栗馬場
	常磐下船尾町作
	泉町下川字薬師前
	泉町黒須野字宮ノ作
(3)汚染井戸周辺地区	遠野町入遠野字越台
	遠野町入遠野字越台
	遠野町入遠野字越台
	遠野町入遠野字越台
	遠野町入遠野字越台
	遠野町入遠野字越台
	遠野町入遠野字越台
	遠野町入遠野字越台
	遠野町入遠野字諏訪
(4)継続監視調査	泉町下川字大畑

- (注) 1 概況調査（ローリング方式）とは、市内を約 10km 四方のメッシュに区分し、山間部を除いた各メッシュから 1 地点の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査するものです。
- 2 概況調査（定点方式）とは、有害物質を使用又は製造している工場・事業場等で汚染の可能性が高い、又は汚染予防の必要性が高い地域の井戸を選定して、有害物質による汚染状況を調査するものです。
- 3 汚染井戸周辺地区調査とは、概況調査等により新たに環境基準を超える汚染が判明した場合、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために調査するものです。
- 4 継続監視調査とは、汚染地域において、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認などをするために経年的に調査するものです。

表-2 測定項目

調査区分	測定項目
(1)概況調査 (ローリング方式)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
(2)概況調査 (定点方式)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
(3)汚染井戸周辺地区	ふっ素
(4)継続監視調査	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(注) 概況調査(定点方式)においては、表中の項目から対象事業場が使用しているものを選定して、また汚染井戸周辺地区調査においては、概況調査で環境基準を超過した項目を対象として、それぞれ測定しています。

6 . 環境騒音の状況

1 目的

騒音規制法第3条に基づき指定された地域における環境騒音の状況に関して、同法第21条の2に基づき測定を実施することで、環境基準の達成状況を把握し、規制基準設定等の騒音対策を推進するための基礎資料とします。

2 測定期間 : 平成23年6月～10月

3 測定地点(表-1参照)

道路に面する地域以外の一般地域(騒音に係る環境基準の類型指定地域内)の騒音レベルを代表すると思われる市内10地点で測定しました。

4 測定結果の概要

測定結果は表-1に示すとおりで、全地点で昼夜間ともに環境基準値を下回りました。

表-1 測定地点及び結果

(単位: デシベル)

No.	測定地点	類型	用途地域	測定結果		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	紅葉町地内 (紅葉町公園)	A	第二種中高層住居専用区域	49	43	55	45
2	中央台飯野一丁目地内 (西作公園)	A	第一種低層住居専用地域	46	41		
3	小島三丁目地内 (小島第二公園)	A	第二種中高層住居専用区域	48	40		
4	小名浜玉川町南地内 (玉川中央公園)	A	第一種中高層住居専用地域	47	39		
5	泉玉露一丁目地内 (前原公園)	B	第一種住居地域	45	38		
6	湘南台一丁目地内 (湘南台西公園)	A	第一種低層住居専用地域	48	42		
7	錦町江栗三丁目地内 (江栗第一公園)	B	第一種住居地域	50	41		
8	植田町根小屋地内 (根小屋公園)	A	第一種中高層住居専用地域	47	45		
9	内郷高坂町一丁目地内 (高坂北公園)	A	第一種低層住居専用地域	46	41		
10	桜ヶ丘四丁目地内 (桜ヶ丘公園)	A	第一種低層住居専用地域	49	38		

(注) 1 類型とは、騒音に係る環境基準の類型を示します。

2 用途地域とは、都市計画法に定める用途地域を示します。

3 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯を示します。

7 . 自動車交通騒音の状況

1 目的

騒音規制法第 18 条の規定に基づき、自動車騒音の状況を常時監視するため、測定を実施しました。また、同法第 19 条の規定に基づき測定結果を公表します。

2 測定期間 : 平成 23 年 10 月 ~ 平成 24 年 3 月

3 測定路線等

評価の対象となる全 36 路線 89 区間 (区間延長 406.2km) の国道・県道のうち、9 路線 21 区間 (区間延長 86.6km ; 全体の約 21.3%) を選定し、各区間について騒音レベルの測定及び面的評価を実施しました。

「区間」とは、常時監視の対象となる道路を、自動車騒音の影響が概ね一定とみなせる範囲に分割したものを示したもので、本市においては、平成 17 年度道路交通センサス調査における調査区間と同一となっています。

「面的評価」とは、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する 1 地点で等価騒音レベルの測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から 50m 範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルを推計することにより、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法です。

4 測定結果の概要

環境基準の達成状況を面的評価した区間及び結果は表 - 1 に示すとおりで、9 路線 21 区間における評価対象住居全 5,282 戸のうち、5,152 戸 (97.5%) で昼夜間共に環境基準を下回りました。

表 - 1 測定結果（面的評価結果）

（平成 23 年度）

	路 線	評価区間	評価 住居 戸数	環境基準の達成率 （括弧内は基準を下回った戸数）		
				全体	昼間	夜間
1	一般国道 6 号	四倉町字六丁目 ～ 久之浜町久之浜字川田	194 戸	92.8% (180 戸)	92.8% (180 戸)	100% (194 戸)
2		久之浜町久之浜字川田 ～ 久之浜町末続字上長沢	1 戸	100% (1 戸)	100% (1 戸)	100% (1 戸)
3		内郷綴町榎下 ～ 内郷御台境町新町前	521 戸	88.9% (463 戸)	88.9% (463 戸)	100% (521 戸)
4		内郷御台境町新町前 ～ 平十五丁目	187 戸	100% (187 戸)	100% (187 戸)	100% (187 戸)
5		平十五丁目 ～ 平鎌田字寿金沢	436 戸	97.2% (424 戸)	97.2% (424 戸)	100% (436 戸)
6		平鎌田字寿金沢 ～ 平下神谷字天神	274 戸	86.5% (237 戸)	86.5% (237 戸)	100% (274 戸)
7		平下神谷字天神 ～ 四倉町字六丁目	578 戸	100% (578 戸)	100% (578 戸)	100% (578 戸)
8	一般国道 49 号	平上荒川字林作 ～ 内郷御厩町番匠地	2 戸	100% (2 戸)	100% (2 戸)	100% (2 戸)
9	小名浜平線	小名浜字本町 ～ 小名浜岡小名字御代坂	208 戸	100% (208 戸)	100% (208 戸)	100% (208 戸)
10		小名浜岡小名字御代坂 ～ 鹿島町下矢田字榎木内	151 戸	100% (151 戸)	100% (151 戸)	100% (151 戸)
11	常磐勿来線	渡辺町田部字柳田 ～ 植田町本町二丁目	347 戸	100% (347 戸)	100% (347 戸)	100% (347 戸)
12	小名浜四倉線	泉町滝尻南坪 ～ 小名浜字本町	548 戸	100% (548 戸)	100% (548 戸)	100% (548 戸)
13		小名浜字本町 ～ 江名字藪倉	545 戸	99.1% (540 戸)	99.1% (540 戸)	100% (545 戸)
14		江名字藪倉 ～ 平下高久字牛転	208 戸	98.1% (204 戸)	98.1% (204 戸)	100% (208 戸)
15		平下高久字牛転 ～ 平下神谷字内宿	287 戸	100% (287 戸)	100% (287 戸)	100% (287 戸)
16	久ノ浜港線	久之浜町久之浜字沢目 ～ 久之浜町久之浜字立	65 戸	100% (65 戸)	100% (65 戸)	100% (65 戸)
17	久ノ浜停車場線	久之浜町久之浜字北荒蒔 ～ 久之浜町久之浜字北荒蒔	3 戸	100% (3 戸)	100% (3 戸)	100% (3 戸)
18	泉岩間植田線	泉町滝尻字東泉 ～ 小浜町東ノ作	247 戸	100% (247 戸)	100% (247 戸)	100% (247 戸)
19		小浜町東ノ作 ～ 佐糠町東二丁目	153 戸	100% (153 戸)	100% (153 戸)	100% (153 戸)
20	豊間四倉線	平豊間兎渡路 361 ～ 平沼ノ内諏訪原一丁目	176 戸	100% (176 戸)	100% (176 戸)	100% (176 戸)
21		平沼ノ内諏訪原一丁目 ～ 四倉町東一丁目	151 戸	100% (151 戸)	100% (151 戸)	100% (151 戸)
合計 9 路線		21 区間	5,282 戸	97.5% (5,152 戸)	97.5% (5,152 戸)	100% (5,282 戸)

- (注) 1 環境基準の達成率は、道路端から 50m の範囲内にある全住居等のうち、環境基準を下回った住居等の割合を示しています。
- 2 昼間とは午前 6 時～午後 10 時、夜間とは午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間帯を示します。
- 3 環境基準については、都市計画法の用途地域に応じて設定されていることから、区間内に複数の用途地域が存在する場合は、それぞれの基準値を適用し、評価しています。

【騒音に係る環境基準(道路に面する地域)】

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌6:00)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

環境基準の地域の種類の区分(平成17年福島県告示第471号)

A 類型：第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

B 類型：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域

C 類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考：幹線交通を担う道路(注1)に近接する空間(注2)については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(注1) 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道及び自動車専用道路

(注2) 道路端から2車線は15m、3車線以上は20mの範囲

基準値	
昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～翌6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

【自動車騒音の要請限度】

区域の区分	時間の区分		
	昼間	夜間	
	(6:00～22:00)	(22:00～翌6:00)	
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下	
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下	
b地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する地域	75 デシベル以下	70 デシベル以下	
幹線交通を担う道路に 近接する区域の特例	上記の区域のうち、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15mまでの範囲	75 デシベル以下	70 デシベル以下
	上記の区域のうち、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲		

自動車騒音の限度に係る区域の区分(平成12年いわき市告示第109号)

a 区域：第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

8 . ダイオキシン類の状況

1 目的

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、環境中のダイオキシン類による汚染状況を常時監視するとともに、同法第 34 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 19 条の規定に基づく事業場への立入検査をすることにより、ダイオキシン類の排出状況を把握することを目的として、測定を実施しました。また、同法第 27 条第 3 項の規定に基づき、測定結果を公表します。

なお、特別措置法第 28 条に基づき特定施設の設置者が実施した排出ガス等の自主測定結果及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」に基づく最終処分場設置者による放流水等の自主測定結果をまとめましたので、併せて公表します。

2 測定期間 : 平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月

3 特別措置法に基づく測定結果

市内延べ 36 地点における水・大気・土壌等の測定結果

一般環境大気

2 地点（定点）で測定した結果は、0.010 及び 0.011 pg-TEQ/m³（年平均値）で、いずれも環境基準値（以下「基準値」という。）を下回りました。

表 - 1 一般環境大気測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/m³）

No.	測定地点	測定月日		測定結果	年平均値	基準値
1	平揚土 （平第一小学校）	第 1 回	5 月 20 日 ~ 5 月 27 日	0.0097	0.010	0.6 以下
		第 2 回	7 月 8 日 ~ 7 月 15 日	0.010		
		第 3 回	10 月 7 日 ~ 10 月 14 日	0.012		
		第 4 回	12 月 2 日 ~ 12 月 9 日	0.0074		
2	小名浜大原 （環境監視センター）	第 1 回	5 月 20 日 ~ 5 月 27 日	0.0080	0.011	
		第 2 回	7 月 8 日 ~ 7 月 15 日	0.017		
		第 3 回	10 月 7 日 ~ 10 月 14 日	0.011		
		第 4 回	12 月 2 日 ~ 12 月 9 日	0.0084		

（注）環境基準は、年平均値で評価します。

発生源周辺環境大気

特別措置法に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）を有する1事業場の周辺4地点で測定した結果、0.016～0.024pg-TEQ/m³の範囲で検出され、全地点で基準値を下回りました。

表 - 2 発生源周辺大気測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/m³）

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	泉町下川字大剣地内（発生源南東）	11月8日～11月9日	0.022	0.6以下
2	泉町黒須野字砂利地内（発生源南西）		0.024	
3	泉町字滝ノ沢地内（発生源北西）		0.016	
4	泉町六丁目地内（発生源東北東）		0.024	

公共用水域（河川・海域）の水質・底質

(ア) 河川の水質・底質

a 河川の水質

5河川6地点（定点）で測定した結果、0.11～0.30pg-TEQ/（年平均値）の範囲で検出され、すべての地点で基準値を下回りました。

表 - 3 河川水質測定地点及び結果

（単位：pg-TEQ/）

No.	測定地点	測定月日		測定結果	年平均値	基準値
1	夏井川（六十枚橋）	第1回	6月24日	0.25	0.16	1以下
		第2回	11月18日	0.062		
2	大久川（蔭磯橋）	第1回	6月24日	0.21	0.24	
		第2回	11月18日	0.26		
3	鮫川（鮫川橋）	第1回	6月24日	0.15	0.11	
		第2回	10月28日	0.062		
4	藤原川（みなと大橋）	第1回	6月24日	0.16	0.13	
		第2回	10月28日	0.090		
5	蛭田川（蛭田橋）	第1回	7月27日	0.39	0.30	
		第2回	10月28日	0.20		
6	夏井川（山下谷橋）	第1回	6月24日	0.22	0.13	
		第2回	11月18日	0.043		

（注）環境基準は、年平均値で評価します。

b 河川の底質

5 河川 6 地点 (定点) で測定した結果、0.084 ~ 4.0pg-TEQ/g の範囲で検出され、すべての地点で基準値を下回りました。

表 - 4 河川底質測定地点及び結果

(単位 : pg-TEQ/g)

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	夏井川 (六十枚橋)	6 月 24 日	0.084	150 以下
2	大久川 (蔭磯橋)		0.099	
3	鮫川 (鮫川橋)		0.32	
4	藤原川 (みなと大橋)		0.67	
5	蛭田川 (蛭田橋)	7 月 27 日	4.0	
6	夏井川 (山下谷橋)	6 月 24 日	0.18	
		11 月 18 日	0.24	

(イ) 海域の水質・底質

a 海域の水質

3 地点 (定点) で測定した結果、0.041 ~ 0.068pg-TEQ/ の範囲で検出され、すべての地点で基準値を下回りました。

表 - 5 海域水質測定地点及び結果

(単位 : pg-TEQ/)

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	小名浜港 (4 号埠頭先)	7 月 27 日	0.056	1 以下
2	夏井川沖 (約 1,500m)		0.041	
3	鮫川沖 (約 2,000m)		0.068	

b 海域の底質

3 地点 (定点) で測定した結果、0.18 ~ 8.3pg-TEQ/g の範囲で検出され、すべての地点で基準値を下回りました。

表 - 6 海域底質測定地点及び結果

(単位 : pg-TEQ/g)

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	小名浜港 (4 号埠頭先)	7 月 27 日	8.3	150 以下
2	夏井川沖 (約 1,500m)		0.18	
3	鮫川沖 (約 2,000m)		0.80	

地下水

市内を概ね 10km 四方のメッシュに 12 区分したうちの 4 地点で測定した結果、0.037 ~ 0.063pg-TEQ/ の範囲で検出され、すべての地点で基準値を下回りました。

表 - 7 地下水測定地点及び結果

(単位 : pg-TEQ/)

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	内郷高野町字番所地内	6月20日	0.063	1以下
2	三和町下市萱竹ノ内地内		0.037	
3	遠野町入遠野字越台地内		0.037	
4	田人町旅人字江尻地内		0.039	

一般環境土壌

市内の 4 地点で測定した結果、0.00070 ~ 2.1pg-TEQ/g の範囲で検出され、全地点で基準値を下回りました。

表 - 8 一般環境土壌測定地点及び結果

(単位 : pg-TEQ/g)

No.	測定地点	測定月日	測定結果	基準値
1	平谷川瀬字明治町地内	7月22日	1.4	1,000以下
2	泉町滝尻字高見坪地内		2.1	
3	山田町東川原地内		0.00070	
4	内郷綴町町之内地内		1.2	

発生源周辺土壌

特定施設を有する 1 事業場の周辺 4 地点で測定した結果、0.0093 ~ 7.1pg-TEQ/g の範囲で検出され、すべての地点で基準値を下回りました。

表 - 9 発生源周辺土壌測定地点及び結果

(単位 : pg-TEQ/g)

No.	測定結果	測定月日	測定結果	基準値
1	泉町下川字大剣地内 (発生源南東)	11月8日	0.038	1,000以下
2	泉町下川字大剣地内 (発生源南南西)		4.5	
3	泉町字滝ノ沢地内 (発生源北西)		0.0093	
4	泉町六丁目地内 (発生源東北東)		7.1	

立入検査による測定結果

排出ガス

対象 21 事業場のうち、立入検査した 2 事業場 2 施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0.019～7.9ng-TEQ/m³N の範囲となり、1 事業場で排出基準値を上回りましたが、施設改善後の検査では排出基準値を下回りました。

表 - 10 立入検査（排出ガス）事業場及び測定結果

（単位：ng-TEQ/m³N）

No.	事業場名	測定月日	測定結果	排出基準値
1	南産業(株) (廃棄物焼却炉)	9月28日	7.9	5
		1月31日	0.019	
2	トラスト環境センター (廃棄物焼却炉)	11月8日	0.78	

（注）特別措置法に基づく排出ガスの立入検査対象事業場は、別添「ダイオキシン類測定結果個表」に記載してあるすべての事業場です。

排水

対象 10 事業場のうち、立入検査した 2 事業場の排水中のダイオキシン類濃度は、0.015～0.67pg-TEQ/ となり、排出基準値を下回りました。

表 - 11 立入検査（排水）事業場及び測定結果

（単位：pg-TEQ/ ）

No.	事業場名	測定月日	測定結果	排出基準値
1	いわき市中部浄化センター	9月14日	0.015	10
2	(株)クレハ生産本部いわき事業所 (総合排水)	9月14日	0.67	

（注）特別措置法に基づく排水の立入検査対象事業場は、別添「ダイオキシン類測定結果個表」に記載してあるすべての事業場です。

設置者による測定結果

特別措置法に規定する特定施設について、平成 23 年 3 月 31 日までに測定し、報告のあった測定結果の概要は次のとおりです。（詳細は別添「ダイオキシン類測定結果個表」のとおり。）

排出ガス

廃棄物焼却炉等からの排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0～6.3ng-TEQ/m³N の範囲であり、すべて排出基準値を下回りました。

なお、廃棄物焼却炉 2 施設については、東日本大震災の影響もあり当該施設の稼働率が低いことから、自主測定を見合わせました。

表 - 12 設置者による測定状況（排出ガス）

施設区分	対象事業場数	対象施設数	測定対象煙突数 (A)	測定報告煙突数 (B)	測定未報告口数	測定実施率 (B/A)	基準不適合口数
廃棄物焼却炉	20	29	26	23	2	92%	0
その他の施設	2	5	5	5	0	100%	0
合計	22 (21)	34	31	28	2	93%	0

- (注) 1 ひとつの事業場で区分の異なる施設を複数有している場合、それぞれに計上していますが、合計欄のカッコ内では、重複している事業所を除いた数を示しています。
 2 測定対象煙突数は、ダイオキシン類にかかる排出ガスの測定を実施すべき煙突の数です。（現在休止中となっている 3 施設については、除外しています。）
 3 排出ガスの基準については、別添資料-2 の「大気排出基準」を参照してください。

排水

対象事業場からの排水中のダイオキシン類濃度は、0.00066～0.66pg-TEQ/ の範囲であり、すべて排出基準値を下回りました。

表 - 13 設置者による測定状況（排水）

施設区分	対象事業場数	対象施設数	測定対象排出口数 (A)	測定報告排出口数 (B)	測定未報告口数	測定実施率 (B/A)	基準不適合口数
廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設	9	24	9	9	0	100%	0
その他の施設	3	10	1	1	0	100%	0
合計	12 (10)	34	10	10	0	100%	0

- (注) 1 ひとつの事業場で区分の異なる施設を複数有している場合、それぞれに計上していますが、合計欄のカッコ内では、重複している事業所を除いた数を示しています。
 2 測定対象排出口数は、ダイオキシン類に係る排水の測定を実施すべき排出口の数です。
 3 排水の基準は、別添資料-2 の「水質排出基準」を参照してください。

廃棄物焼却炉に係るばいじん等

対象施設からのばいじん等のダイオキシン類濃度は、0～2.4ng-TEQ/gの範囲であり、すべて処理基準値を下回りました。

なお、廃棄物焼却炉2施設については、東日本大震災の影響もあり当該施設の稼働率が低いことから、自主測定を見合わせました。

表 - 14 設置者による測定状況（ばいじん等：廃棄物焼却炉）

施設区分	対象事業場数 (A)	測定報告事業場数 (B)	測定未報告事業場数	測定実施率 (B/A)	基準不適合数
廃棄物焼却炉	15	13	2	86.7%	0

(注) 1 施設の構造上、ばいじん等が排出されない3事業場は対象外としています。

(全施設が現在休止中となっている2事業場についても、除外しています。)

2 ばいじん等の基準は、別添資料-2の「廃棄物焼却炉のばいじん等の処分方法を判定する基準」を参照してください。

4 廃棄物処理法に基づく測定結果

立入検査による測定結果

廃棄物焼却炉の排出ガス

対象15事業場のうち、立入検査した5事業場6施設の排出ガス中のダイオキシン類濃度は、0～0.027 ng-TEQ/m³Nの範囲となり、すべての施設で維持管理基準値を下回りました。

表 - 15 立入検査（排出ガス）事業場及び測定結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

	事業場	対象施設	測定日	測定結果	維持管理基準値
1	いわき大王製紙(株)	2号焼却炉	2月27日	0.0013	0.1以下
2	有機合成薬品工業(株)	No2 廃液焼却炉	10月14日	0.000028	1以下
3	小名浜製錬(株)	溶鋳用反射炉(No1、No2)	12月22日	0.027	
4	(株)クレハ環境	7号焼却炉	12月2日	0.0024	
		8号焼却炉	2月15日	0.027	
5	東邦亜鉛(株)	亜鉛用流動焙焼炉	9月7日	0.000013	5以下

(注) 廃棄物処理法に基づく排出ガスの立入検査対象事業場は、別添「ダイオキシン類測定結果個表」に記載してある『規模・能力』が200kg/時以上の施設を有する15事業場です。

廃棄物最終処分場の放流水

立入検査した4事業場5施設（一般廃棄物最終処分場1施設及び管理型産業廃棄物最終処分場4施設）の放流水中のダイオキシン類濃度は、0.000012～0.010 pg-TEQ/の範囲となり、すべての施設で維持管理基準値を下回りました。

表 - 16 立入検査（放流水）事業場及び測定結果

（単位：pg-TEQ/）

	事業場	対象施設	測定日	測定結果	維持管理基準値
1	クリンピーの丘	一般廃棄物処分場	11月2日	0.000033	10以下
2	常磐共同火力(株)	添野処分場		0.000012	
3	福島県いわき処分場保全センター	管理型処分場		0.010	
4	堺化学工業(株)	旧内郷・新内郷処分場	12月8日	0.00079	

設置者による測定結果

一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水

市の施設である一般廃棄物最終処分場のダイオキシン類濃度は、放流水が0.000063～0.19pg-TEQ/、地下水が0.037～0.26pg-TEQ/の範囲内であり、すべて維持管理基準値を下回りました。

表 - 17 一般廃棄物最終処分場の設置者による測定結果

（単位：pg-TEQ/）

No.	最終処分場名		測定月日	測定結果	基準値
1	クリンピーの丘	放流水	10月24日	0.000063	放流水：10以下 地下水：1以下
		地下水（上流）		0.059	
		地下水（下流）		0.037	
2	クリンピーの森	放流水	9月28日	0.19	
		地下水（上流）		0.26	
		地下水（下流）		0.043	

（注）1 放流水の基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号）」に基づく維持管理基準値です。

2 地下水の基準値は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日環境庁告示）」に基づく環境基準値です。

産業廃棄物最終処分場の放流水及び地下水

対象 12 処分場におけるダイオキシン類濃度は、放流水が 0～0.062pg-TEQ/、地下水が 0.024～0.25pg-TEQ/ の範囲内で、すべての施設で維持管理基準値を下回りました。

表 - 18 産業廃棄物最終処分場の設置者による測定結果

(単位：pg-TEQ/)

	最終処分場名	測定月日	測定結果	維持管理基準値	
1	ひめゆり総業(株) 町田処分場	放流水		0.000078	放流水：10 以下 地下水：1 以下
		2	平太郎処分場	地下水	
地下水	下流			0.040	
3	三山クリーン(株) 兎沢地内	放流水		0.00052	
		4	大端地内	地下水	
地下水	下流			0.062	
5	三山クリーン(株) 湯の岳地内	放流水		0.0060	
		6	(株)クレハ 桜町処分場	地下水	
地下水	下流			0.066	
7	(株)クレハ 広町処分場	地下水	上流	0.23	
		地下水	下流	0.044	
8	堺化学工業(株) 旧内郷処分場	放流水		0.000034	
		9	新内郷処分場	地下水	上流
地下水	下流			0.082	
10	堺化学工業(株)渡辺処分場	放流水		0	
		11	常磐共同火力(株)添野処分場	地下水	上流
地下水	下流			0.071	
12	福島県いわき処分場 保全センター	放流水		0.062	
		12	福島県いわき処分場 保全センター	地下水	上流
地下水	下流			0.062	
12	福島県いわき処分場 保全センター	放流水		0.00046	
		地下水	深井戸	0.024	
			A・B	0.044	
			C	0.025	
		浸出液	A・B	0.00044	
			C	0.0046	

- (注) 1 放流水の基準値は、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)」に基づく維持管理基準値です。
 2 地下水の基準値は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について(平成11年12月27日環境庁告示)」に基づく環境基準値です。
 3 複数の施設の放流水が同一排水口から放流される処分場については、施設区分の中央に測定結果を記載しました。
 4 浸出液の測定は、地下水にダイオキシン類の影響を及ぼさないことを確認するために実施したものであり、浸出液に規制基準はありません。

ダイオキシン類測定結果個表：排出ガス（廃棄物焼却炉）

No.	特定事業場名	設置場所	特定施設の種類	規模・能力	排出ガス			ばいじん等				備考
					測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用基準 適合状況	測定 年月日	ばいじん (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)	適用基準 適合状況	測定 年月日	
1	荒川化学工業株小名浜工場	泉町下川字大剣 399-5	廃棄物焼却炉 3	500 kg/時	0.0040		H23.7.27	0.017	-		H23.7.27	
2	いわき市北部清掃センター	平上片寄字大平 23	廃棄物焼却炉 3	6,250 kg/時	0.0018		H23.12.6	0.81	0.0039		H23.11.17	
			廃棄物焼却炉 3	6,250 kg/時	0.00013		H23.11.18				H23.11.18	
3	いわき市中部衛生センター	常磐藤原町滝沢 37-1	廃棄物焼却炉 3	534 kg/時	0.051		H23.9.30	-	0.00000063		H23.9.30	
4	いわき市中部浄化センター	小名浜大原字芳際 1	廃棄物焼却炉	2,080 kg/時	0.0000020		H23.9.6	0.000000096	-		H23.9.6	
5	いわき市南部衛生センター	錦町須賀 8-139	廃棄物焼却炉 3	471 kg/時	-	-	-	-	-	-	-	休止中 稼動なし
6	いわき市南部清掃センター	泉町下川字境ノ町 63	廃棄物焼却炉 3	5,400 kg/時	0.0011		H23.10.18	0.18	0.011		H23.10.18 H23.12.8	
			廃棄物焼却炉 3	5,400 kg/時	0.0000011		H23.12.8					
			廃棄物焼却炉 3	5,400 kg/時	0.00050		H23.10.18					
7	いわき市保健所野犬抑留所	平赤井字浅口 66	廃棄物焼却炉	70 kg/時	-	-	-	-	-	-	-	ほぼ休止中 で未実施
8	いわき大王製紙株本社工場	南台 4 丁目 3-6	廃棄物焼却炉 3	3,625 kg/時	0.0000023		H23.6.7	0.00016	0.00029		H23.6.7	
			廃棄物焼却炉 3	17,000 kg/時	0.000098		H23.7.25	0.19	-		H23.7.25	
			廃棄物焼却炉 3	42,800 kg/時	0.013		H23.6.21	1.1	-		H23.6.21	
9	小名浜製錬株小名浜製錬所	小名浜字渚 1-1	廃棄物焼却炉 3		0.041		H23.9.14	-	-	-	-	集合煙道で 同時稼動時 の測定（1 回/3ヶ月） ～6月休止
			(No.1 反射炉)	10,900 kg/時	0.015		H23.12.9	-	-	-	-	
			(No.2 反射炉)	10,900 kg/時	0.019		H24.3.28	-	-	-	-	
10	小名浜吉野石膏株 いわき工場	常磐水野谷町亀ノ尾 85-2	廃棄物焼却炉	180 kg/時	-	-	-	-	-	-	-	休止中 稼動なし

ダイオキシン類測定結果個表：排出ガス（廃棄物焼却炉）

No.	特定事業場名	設置場所	特定施設の種類	規模・能力	排出ガス			ばいじん等				備考		
					測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用基準 適合状況	測定 年月日	ばいじん (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)	適用基準 適合状況	測定 年月日			
11	クレハ環境株 ウェステックパーク	錦町四反田 7-1	廃棄物焼却炉 3	5,445 kg/時	0.025		H23.5.25	-	0.031		H23.5.25	排出ガス 年 10 回測定 焼却灰 年 9 回測定		
					0.032		H23.6.14		0.052		H23.6.14			
					0.017		H23.7.12		0.068		H23.7.12			
					0.048		H23.8.30		0.041		H23.8.30			
					0.0075		H23.9.14		0.029		H23.9.14			
					0.0067		H23.9.15		0.035		H23.9.15			
					0.0074		H23.11.16		0.19		H23.11.16			
					0.0050		H23.12.2		0.092		H23.12.20			
					0.0042		H23.12.20		0.11		H24.2.8			
					0.012		H24.2.8		-	-	-			
		廃棄物焼却炉 3	11,113 kg/時	0.055		H23.4.21	-	0.073		H23.7.5	排出ガス 年 6 回測定 焼却灰 年 3 回測定			
				0.019		H23.7.5		0.082		H23.10.4				
				0.017		H23.9.8		0.14		H24.2.15				
				0.054		H23.10.4								
				0.070		H23.11.28								
				0.035		H24.2.15								
		12	(株)ケミクレア 小名浜工場	泉町下川字大剣 1-133	廃棄物焼却炉 3	755 kg/時	0.00016		H23.11.25	-	-	-	-	
		13	第一三共プロファーマ株 小名浜工場	泉町下川字大剣 389-4	廃棄物焼却炉 3	4,000 kg/時	0.00000054		H24.2.14	0	0		H24.3.2	
廃棄物焼却炉 3	3,542 kg/時				0		H23.11.14	0	0		H23.12.13			
廃棄物焼却炉 3	1,800 kg/時				-	-	-	-	-	-	-	-	休止中 稼働なし	
14	(有)たいら貨物	小川町柴原字岩下 125	廃棄物焼却炉 3	620 kg/時	6.3		H24.1.23	0.03	0.04		H24.2.27			
15	東邦亜鉛株 小名浜製錬所	小名浜字芳浜 10	廃棄物焼却炉 3	2,083 kg/時	0.000052		H23.9.27	0.00000038	0.00000020		H23.9.27			
16	トラスト企画株 トラスト環境センター	泉町下川字境ノ町 116-1	廃棄物焼却炉 3	2,500 kg/時	0.79		H23.11.8	1.0			H23.11.10			
									1.1		H24.2.10			
17	日本製紙株 勿来工場	勿来町窪田十条 1	廃棄物焼却炉 3	36,000 kg/時	0.0082		H23.10.19	0.27	0.000049		H23.8.4			

ダイオキシン類測定結果個表：排出ガス（廃棄物焼却炉）

	特定事業場名	設置場所	特定施設の種類	規模・能力	排出ガス			ばいじん等				備考
					測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用基準 適合状況	測定 年月日	ばいじん (ng-TEQ/g)	焼却灰 (ng-TEQ/g)	適用基準 適合状況	測定 年月日	
18	有松寺工務店	平字桜町 31	廃棄物焼却炉	190 kg/時	-	-	-	-	-	-	-	ほぼ休止中 で未実施
19	南産業株	内郷高野町高田 10-1	廃棄物焼却炉	91 kg/時	0.11		H24.3.23	0.0028	2.4		H24.3.23	
20	有機合成薬品工業株常磐事業所	常磐西郷町落合 788	廃棄物焼却炉 3	3,250 kg/時	0.0017		H23.7.4	-	-	-	-	排出ガス 年2回測定
					0.00021		H24.2.14	-	-	-	-	

1 測定年月日は、試料採取日です。

2 表中「-」は、未測定又は測定義務がないことを表しています。

3 廃棄物処理法に基づく立入検査の対象施設は『規模・能力』が200kg/時以上である施設ですが、4 いわき市中部浄化センターは下水道法の対象施設となるため、これを除いた15事業場24施設が廃棄物処理法の立入対象施設となります。なお、特別措置法の場合は50kg/時以上であるため、上記すべてが立入対象となります。

ダイオキシン類測定結果個表：排出ガス（焙焼炉・焼結炉・溶解炉）

No.	特定事業場名	設置場所	特定施設の種類	規模・能力	測定結果		測定年月日	備考
					測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	適用基準 適合状況		
1	東邦亜鉛株 小名浜製錬所	小名浜字芳浜 10	亜鉛回収業 焙焼炉	8 t/時	0.60		H23.9.28	
			亜鉛回収業 焼結炉	6 t/時	0.17		H23.9.28	
			亜鉛回収業 溶解炉	2.4 t/時	0.0018		H23.9.29	
			亜鉛回収業 溶解炉	2.4 t/時	0.00032		H23.9.29	
2	日産自動車株 いわき工場	泉町下川字大剣 386	アルミニウム合金製造 溶解炉	0.65 t/時	0.000064		H23.10.31	

測定年月日は、試料採取日です。

ダイオキシン類自主測定結果個表：排水水

No.	特定事業場名	設置場所	特定施設の種類 (カッコ内は設置数)	廃棄物焼却炉の 廃ガス洗浄施設	その他の施設	測定結果		測定年月日	備考
						排水水濃度 (pg-TEQ/)	適用基準 適合状況		
1	いわき市中部浄化センター	小名浜大原字芳際 1	下水道終末処理施設 (1)			0.0011		H23.9.29	1 排水口
			廃ガス洗浄施設 (1)						
2	いわき大王製紙(株) 本社工場	南台 4 丁目 3-6	廃ガス洗浄施設 (2)			0.00066		H23.11.16	1 排水口
3	小名浜製錬(株) 小名浜製錬所	小名浜字渚 1-1	廃ガス洗浄施設 (4) 湿式集じん施設 (2)			0.11		H23.8.11	1 排水口
4	(株)クレハ生産本部いわき事業所	錦町落合 16	クロロベンゼンの水洗施設 (1) ジクロロベンゼンの廃ガス洗浄施設 (1)			0.66		H23.9.28	(株)クレハ いわき事業所 が一括処理 (1 排水口)
			特定事業場からの水の処理施設 (1)						
5	(株)クレハ環境 ウェステックパーク	錦町四反田 7-1	廃ガス洗浄施設 (2) 湿式集じん施設 (2)						
6	(株)ケミクレア 小名浜工場	泉町下川字大剣 1-133	湿式集じん施設 (1)			0.016		H23.11.25	1 排水口
7	第一三共プロファーマ(株) 小名浜工場	泉町下川字大剣 389-4	廃ガス洗浄施設 (2)			0.0043		H23.11.16	1 排水口 年 2 回測定
						0.0041		H24.2.14	
8	東邦亜鉛(株) 小名浜製錬所	小名浜字芳浜 10	亜鉛回収用廃ガス洗浄施設 (4) 亜鉛回収用湿式集じん施設 (2)			0.012		H23.9.27	No.2 排水口
			廃ガス洗浄施設 (4) 湿式集じん施設 (2)			0.016		H23.9.27	No.1 排水口
9	日本製紙(株) 勿来工場	勿来町窪田十条 1	廃ガス洗浄施設 (1)			0.17		H23.9.15	1 排水口
10	有機合成薬品工業(株)常磐事業所	常磐西郷町落合 788	廃ガス洗浄施設 (1)			0.22		H23.7.4	1 排水口

測定年月日は、試料採取日です。

9. その他 ～ 公害苦情の状況

1 公害苦情の処理体制

本市では、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第49条に基づき、「いわき市公害苦情相談員設置要綱」（昭和52年制定）により環境監視センター、環境企画課及び各支所に公害苦情相談員計26名を配置し、市民からの公害苦情に関する相談に対し助言、調査及び指導を行っています。

2 処理期間：平成23年4月～平成24年3月

3 公害苦情の概況

苦情件数

平成23年度の公害苦情の申立件数は80件で、前年度（104件）より24件減少しています。

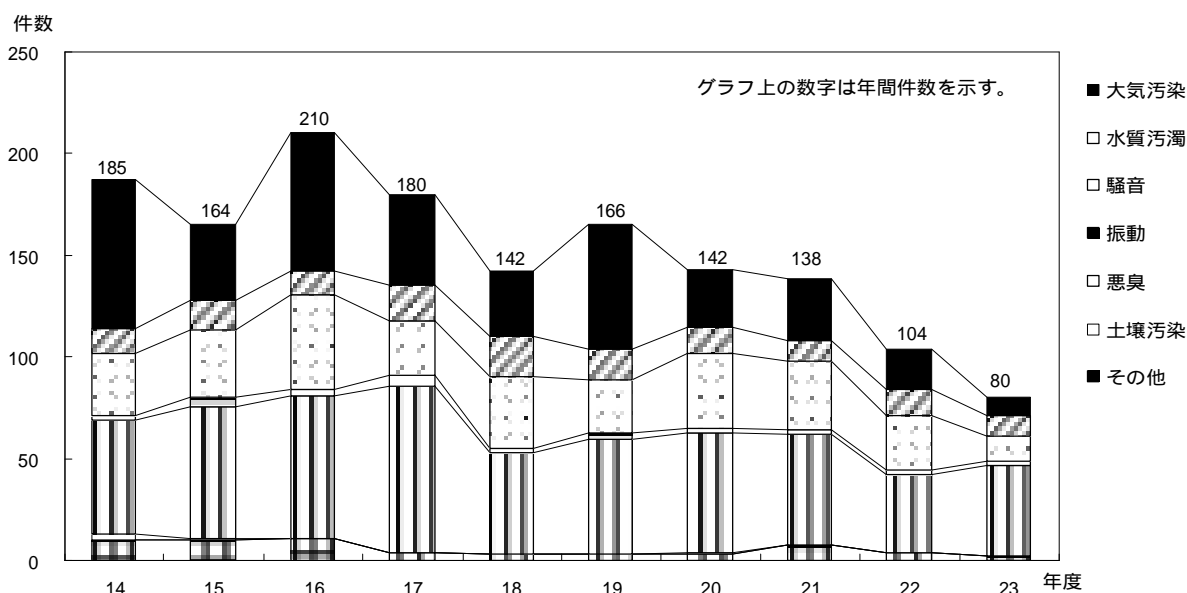


図 - 1 過去10年間の種類別苦情件数

公害種類別の内訳

平成23年度の公害種類別の内訳は図-1のとおりで、件数が多い順に悪臭45件（約56%）、騒音12件（約15%）、水質汚濁10件（約13%）、大気汚染9件（約11%）、振動2件（約2%）及びその他2件（約2%）となりました。

また、苦情処理に対する申立人の満足度は、満足9件（11%）、一応満足36件（45%）、不満6件（8%）、あきらめ8件（10%）及び不明21件（26%）となっています。

なお、平成22年度の全国集計結果（公害等調整委員会の報告）によれば、公害苦情は約8万件報告され、うち典型7公害が約5万5千件（69%）を占め、内訳は大気汚染32%、騒音28%、悪臭22%、水質汚濁14%、振動3%、土壌汚染0.4%及び地盤沈下0.0%となっています。

法令等による測定調査の実施義務

- 1 大気汚染防止法
 - ・ 第 18 条の 23 (有害大気汚染物質対策の推進に係る地方公共団体の施策)
 - ・ 第 22 条第 1 項 (常時監視)

- 2 水質汚濁防止法
 - ・ 第 15 条第 1 項 (常時監視)

- 3 騒音規制法
 - ・ 第 18 条 (常時監視)
 - ・ 第 21 条の 2 (騒音の測定)

- 4 ダイオキシン類対策特別措置法
 - ・ 第 20 条 (排出の制限)
 - ・ 第 26 条 (常時監視)
 - ・ 第 27 条 (都道府県知事等による調査測定)
 - ・ 第 28 条 (設置者による測定、報告)
 - ・ 第 34 条 (報告及び検査)

- 5 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分の維持管理の基準を定める省令
 - ・ 第 1 条第 3 号 (維持管理の基準)

- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ・ 第 15 条の 2 の 3 (産業廃棄物処理施設の維持管理)
 - ・ 第 19 条 (立入検査)

- 7 公害紛争処理法
 - ・ 第 49 条 (苦情の処理)

ダイオキシン類各種基準

1 環境基準（環境庁告示）（平成12年1月15日から適用）

	大気 (pg-TEQ/m ³)	水質 (pg-TEQ/)	土壌 1 (pg-TEQ/g)	水底の底質 2 (pg-TEQ/g)
基準値	0.6 以下 (年間平均値)	1 以下 (年間平均値)	1,000 以下 (調査基準値：250 以上)	150 以下

1 土壌については、基準値以内であっても 250pg-TEQ/g を超過した場合は汚染進行防止の観点から調査を行うことが適当であるとしている。

2 水底の底質の基準値は、平成14年9月1日から適用。

2 大気排出基準（特別措置法施行規則別表第一ほか）（単位：ng-TEQ/m³N）

施設設置年月日		H12.1.15～	～H12.1.14
基準適用期間		H12.1.15～	H14.12.1～当分の間
特定施設種類			
亜鉛回収用焙焼炉等		1 以下	10 以下
アルミニウム合金製造用焙焼炉等		1 以下	5 以下
廃棄物焼却炉	4t/時以上	0.1 以下	1 以下
	2t/時以上 4t/時未満	1 以下	5 以下
	50kg/時以上 2t/時未満	5 以下	10 以下

市内に設置されている施設の基準のみを記載。

3 水質排出基準（特別措置法施行規則別表第二ほか）（単位：pg-TEQ/)

特定施設種類	基準
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設	10 以下
亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
廃棄物焼却炉（火床面積 0.5m ² 以上又は焼却能力 50kg/時以上）に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設	
水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

市内に設置されている施設の基準のみを記載。

4 最終処分場の放流水の基準

（ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令）

放流水	10pg-TEQ/
-----	-----------

5 廃棄物焼却炉のばいじん等の処分方法を判定する基準

（ダイオキシン類特別措置法施行規則第七条の二ほか）

ばいじん、焼却灰その他の燃え殻	3ng-TEQ/g（平成14年12月1日から適用）
-----------------	---------------------------

用語の説明

調査結果全般

環境基準
<ul style="list-style-type: none"> 環境基本法第 16 条に基づいて「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める基準です。 現在、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について基準が設定されています。
環境基準点
環境基準点とはその水域の水質を代表する地点で、生活環境の保全に係る環境基準の維持達成状況を把握するための測定点です。
単位
<p>ppm (ピー・ピー・エム): 百万分率のことで、ある量が百万分のいくつであることを表す単位です。</p> <p>ppmC (ピー・ピー・エム・シー): 炭化水素の濃度をメタンに換算した単位です。</p> <p>mg (ミリグラム) : 重さの単位で、千分の 1 グラムを表します。</p> <p>μg (マイクログラム): 重さの単位で、百万分の 1 グラムを表します。</p> <p>ng (ナノグラム) : 重さの単位で、十億分の 1 グラムを表します。</p> <p>pg (ピコグラム) : 重さの単位で、一兆分の 1 グラムを表します。</p>

大気汚染の監視の状況

大気汚染常時監視システム
<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染の状況を監視する測定局で測定したデータは、電話回線により環境監視センターの中央局に送られ、この中央局で市内の大気汚染の状況を常時監視するシステムです。 なお、本市の測定データは、県のシステムを経由し環境省の「大気汚染物質広域監視システム (通称「そらまめ君」) に接続されており、この「そらまめ君」により全国の大気汚染状況を即座に見ることができます。 <p>「そらまめ君」ホームページ http://soramame.taiki.go.jp/</p>
1 日平均値の 2% 除外値
1 日の平均値を高い順から並べたとき、測定値の高いほうから 2% の範囲に含まれる数値を除いた値をいいます。
1 日平均値の 98% 値
1 日の平均値を低い順に並べたとき、低いほうから数えて 98% 目の値をいいます。

有害大気汚染物質のモニタリング状況

有害大気汚染物質
<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的に摂取される場合、人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となるものをいいます。 ・ 国では、有害大気汚染物質として 248 物質をリストアップしており、その中から優先的に対策に取り組むことが望まれる 23 物質を優先取組物質としています。 ・ また、優先取組物質のうち、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン及びジクロロメタンについては、環境基準が設定されています。

河川の水質汚濁の状況

生活環境項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準が設定されている BOD などの項目をいいます。 ・ 生活環境の保全に関する環境基準は、河川の水域ごとの利用目的(水道,水産,工業用水など)に応じそれぞれの水域の特性を考慮して、各水域を「AA」から「E」までの6つの類型をあてはめています。
健康項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準が設定されているカドミウムなどの項目をいいます。 ・ 人の健康の保護に関する環境基準は、人の健康はなにものにも優先して尊重されなければならないため、全ての河川に一律に適用されています。
BOD
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物化学的酸素要求量のこと、水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量をいいます。 ・ 河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標で、この値が大きいほど有機物が多く汚れていることを示します。
BOD 負荷量
<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川水に含まれる生活系、産業系及び自然系由来の有機質による汚濁物質の総量のことをいいます。 ・ 一般に河川流量が一定である場合、BOD 負荷量が増加すると河川の BOD 濃度は高くなります。
BOD75%水質値
<ul style="list-style-type: none"> ・ BOD の測定値を値の低い順に並べたとき、低いほうから数えて 75%目の値をいいます。河川調査では、月 1 回年 12 回の調査を行っているため、12 個の測定値のうち値の低いほうから数えて 9 番目の値となります。(9/12 = 75%) ・ また、BOD に係る環境基準の評価は、75%水質値で行うこととされています。 ・ 海域の COD75%水質値も同様です。